

障がい者差別禁止条例をつくる会のあゆみ

# 障がい者差別解消条例ができるまで

福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会  
初代代表 中原義隆



## はじめに

平成 25 年 8 月に市内のほぼ全ての障がい者団体が結集し、福岡市における障がい者差別の実態を踏まえ、地域に根差した障がい者差別禁止条例をつくることを目的とした「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会（以下、つくる会）を結成しました。

つくる会は発足時は 52 の団体会員と 87 名の個人会員で構成されており、運営体制としては世話人会を意思決定機関とし、執行部体制として役員・事務局合同会議があります。他にも専門委員会としてアンケート実施委員会、条例素案検討委員会を設置しました。

## 1 年目は学習会を中心に

一言に障がい者の差別禁止と言っても「何が差別に当たるのか」「合理的配慮とは何なのか」「障害者権利条約は何を謳い、障害者差別解消法はどんな内容になっているのか」、「既に条例を制定している自治体の条例はどうなっているのか」、など、何度となく学習会を繰り返しました。東俊裕弁護士（元内閣府障害者制度改革推進室長）や大学教授など多方面の方々からお話を伺いました。どの学習会も 200 名を超える来場があり、皆さんの強い熱意を感じました。

## 2 年目は差別体験アンケート調査を実施

つくる会にとっての最初のヤマ場であり、今後の取り組みの要になる差別体験アンケート調査を実施しました。この調査には、1148 名の方々から「理不尽な対応」や「不利益に扱われた経験」など具体的な現実が突き付けられました。障がい施策は進んできたものの、一人ひとりの暮らしの中での体験にはたくさんの差別があることがわかりました。

## 調査結果をまとめた最終報告書

アンケート結果を分析・検討するために 5 つのアンケート検討部会を設置し、60 名を超す障がい当事者・家族・関係者・弁護士が 10 か月近くの時間をかけ議論を繰り返しました。

その過程で障がい種別によって考え方には様々な違いがあることを強く感じました。それでも、いろいろな違いを乗り越えて、調査結果を最終報告書としてまとめ、完成させたことは、つくる会にとって大きな財産となりました。

障害者権利条約では「私たちのことを私たち抜きに決めないで」ということを魂としています。このことに挑戦した取り組みでもありました。

最終報告書は、議員、行政、教育委員会、人権擁護関係、マスコミなどいろんな方面の方々に目を通していただきその反響は大きいものとなりました。

### 3年目は福岡市への働きかけと市民啓発、そして自分たちの条例案づくり

平成 27 年 7 月 29 日に福岡市に対して条例制定の要望書を作成し、荒瀬副市長に手渡しました。アンケートに基づく差別実態や、多くの障がい関係団体が結集して活動していることの意義について十分ご理解いただきました。

次に啓発活動ですが、私たちだけが条例の必要性を訴えても多くの市民にその意義を理解してもらわないとその実効性は高まりません。アンケート結果を踏まえハートフルフェスタや福岡市交通局、民生委員、人権擁護委員などの方々に啓発を行いました。

最後に条例案づくりですが弁護士さんにも協力してもらい素案検討委員会を設置、平成 28 年度 3 月に条例骨子をまとめました。その後、福岡市の動きも見ながらつくる会としての条例案をまとめていきました。

### 高島市長が条例制定を表明、第一段階突破

平成 28 年 3 年 3 日の福岡市議会の代表質疑において、差別禁止条例の制定に向けての質問があり、高島市長は「障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取り組みを着実に進めるとともに、障がいのある方をはじめ、関係者のご意見をお聞きしながら差別の解消を目的とする条例の制定に取り組んでまいります。」と答弁されました。

これで念願の条例は制定されることになりました。つくる会の強い思いと努力が福岡市を動かしたと思います。

### 保健福祉審議会へ諮問、条例検討会議へ

平成 28 年 7 月、条例制定について保健福祉審議会へ諮問が行われました。同 8 月より有識者 4 名、当事者 6 名、事業者 3 名、市民等 5 名で構成される条例検討会議が 8 回開催され、熱のこもった意見の交換を行いました。条例の目的や基本理念、そして差別をなくす仕組みなど、条例にはアンケート結果や私たちの思いをしっかりと反映させなければなりません。障がい当事者、関係者がしっかりと訴え、日本一の差別解消条例を目指して議論を重ねました。その結果は平成 29 年 5 月「福岡市障がいを理由とする差別を解消するための条例検討会議報告書」として福岡市に提出されました。

その後、保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分委会、パブリックコメント等を経て、市議会で可決、平成 31 年 1 月 1 日施行を成し遂げました。

しかし、本番はこれからです。条例の精神や理念が尊重され、差別のない福岡市になるための活動はこれからも続きます。

これまでご支援いただいた皆さまに深く感謝するとともに、これからもご支援、ご協力をお願いします。

